

新湾岸道路整備促進期成同盟会

設立総会

日 時：令和5年5月26日（金）午後4時30分～

場 所：TKPガーデンシティ千葉

千葉県・千葉市・市川市・船橋市・習志野市・市原市・浦安市

次 第

1 開 会

2 主催者挨拶

3 来賓挨拶・紹介

4 出席者紹介

5 議 事

第1号議案 新 湾 岸 道 路 整 備 促 進 期 成 同 盟 会
設立決議について

第2号議案 新 湾 岸 道 路 整 備 促 進 期 成 同 盟 会
規約について

第3号議案 役員の選任について

第4号議案 会費について

第5号議案 令和5年度事業計画並びに予算について

第6号議案 要望文について

6 閉 会

第1号議案

新湾岸道路整備促進期成同盟会設立決議について

新湾岸道路整備促進期成同盟会

設立趣旨（案）

東京都と千葉県を結ぶ湾岸地域では、都心方面と千葉県を行き交う人・モノの流れが集中し、広範囲にわたり慢性的な交通渋滞が発生している。

また、本県の湾岸地域は、国際拠点の千葉港をはじめ、首都圏の経済活動を支える重要な拠点を有しており、今後も港湾機能の強化や物流施設の立地等の開発計画に伴う交通需要の増大が見込まれている。

こうした状況を踏まえ、新たな時代に向けて、湾岸地域のポテンシャルを十分發揮させ、我が国の国際競争力の強化や首都圏の生産性の向上、湾岸地域の更なる活性化とともに、千葉県三番瀬再生計画との整合性を図り、地域の生活環境に配慮した新湾岸道路の早期実現を目指す必要がある。

については、千葉県及び沿線市による要望団体を新たに組織し、国等へ今後より一層強く働きかけを行う。

第2号議案

新湾岸道路整備促進期成同盟会規約について

新湾岸道路整備促進期成同盟会規約（案）

（名 称）

第1条 本会は、新湾岸道路整備促進期成同盟会と称する。

（目 的）

第2条 本会は、新たな時代に向けて、湾岸地域のポテンシャルを十分發揮させ、我が国の国際競争力の強化や首都圏の生産性の向上、湾岸地域の更なる活性化とともに、千葉県三番瀬再生計画との整合性を図り、地域の生活環境に配慮した新湾岸道路の早期実現を目指すことを目的とする。

（事 業）

第3条 本会は、第2条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 新湾岸道路の早期実現のため、政府・国会等への要望活動
- (2) 新湾岸道路に関連する幹線道路の一体的な整備の促進
- (3) その他目的達成に必要な事業

（組 織）

第4条 本会は、千葉県、関係市その他本会の目的に賛助する者をもって組織する。

（役 員）

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1 名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 理 事 若干名
- (4) 監 事 2 名

（役員の選任）

第6条 本会の会長は知事とし、副会長は会長が指名し、総会の承認を得るものとする。

2 理事及び監事は、総会において選出する。

（役員の任期）

第7条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 その職をもって選任された者の任期は、前任者の残任期間とする。

（役員の職務）

第8条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 3 副会長に事故あるときは、理事の中からあらかじめ会長が指名した者が、その職務を代理する。
- 4 監事は、本会の会計を監査し、総会に報告する。

（顧問・参与）

第9条 本会に顧問及び参与を置くことができる。

- 2 顧問及び参与は、本会の目的達成に必要な助言等を行う。
- 3 顧問及び参与は、会長が委嘱する。

(総 会)

第10条 本会は、通常総会を年1回開催し、会長が必要と認めた場合には、臨時総会を開催することができる。

2 総会は、会長が議長となり、次の事項を審議決定する。

- (1) 規約の制定及び改正に関すること。
- (2) 予算及び決算に関すること。
- (3) 役員の選任に関すること。
- (4) 事業計画及び報告に関すること。
- (5) その他会長が必要と認めること。

3 総会の議決は、会員の過半数をもって賛否を決する。

賛否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長が第2項に掲げる事項について提案した場合において、会員の過半数が、書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の議決があったものとみなす。

(幹事会)

第11条 本会に幹事会を置くことができる。

2 幹事会は、会長が任命または委嘱する幹事若干名をもって構成する。

3 幹事会は、会長が招集し、会運営に関する事項の協議及び実務を行う。

(事務局)

第12条 本会の事務を処理するため、千葉県県土整備部道路計画課に事務局を置く。

2 事務局には、事務局長及び書記若干名を置く。

3 事務局長及び書記は会長が任命し、会の庶務を取り扱う。

(経 費)

第13条 本会の経費は、県、関係市の負担金及びその他の収入をもってあてる。

(会計年度)

第14条 本会の会計年度は、毎年4月1日から始まり翌年3月31日に終わる。

(その他)

第15条 この規約に定めるもののほか、運営にあたって必要な事項は会長が定める。

附 則

1 この規約は、令和 年 月 日から施行する。

2 令和5年度における本会の会計年度は、第14条の規定にかかわらず、令和 年 月 日から令和6年3月31日までとする。

第3号議案

役員の選任について

新湾岸道路整備促進期成同盟会

役 員 (案)

職 名	氏 名	役 職
千葉県知事	熊谷 俊人	会 長
千葉市長	神谷 俊一	副会長
市原市長	小出 譲治	副会長
習志野市長	宮本 泰介	理 事
浦安市長	内田 悅嗣	理 事
市川市長	田中 甲	監 事
船橋市長	松戸 徹	監 事
千葉県国土整備部長	池口 正晃	副会長

第4号議案

会費について

新湾岸道路整備促進期成同盟会

会 費 (案)

会員名	会費
千葉県	450,000円
千葉市	225,000円
市川市	60,000円
船橋市	60,000円
習志野市	60,000円
市原市	60,000円
浦安市	60,000円
計	975,000円

第 5 号議案

令和 5 年度事業計画並びに予算について

令和5年度 事業計画（案）

1. 活動方針

本会の目的達成のため、関係諸団体との連携を図りつつ、次の活動を行う。

2. 事業計画

（1）設立総会の開催

日 時：令和5年5月26日（金）午後4時30分～

場 所：TKPガーデンシティ千葉

議 題：・期成同盟会の設立について

・規約について

・役員の選任について

・会費について

・令和5年度事業計画及び予算について

・要望文について

（2）要望活動の実施

新湾岸道路の計画の早期具体化に向けて、国等への要望活動を行う。

要望時期：設立総会後、速やかに実施

要望先：国土交通省、財務省、千葉県選出の国会議員 等

令和5年度 岁入歳出予算（案）

歳入

科 目	本年度予算額	摘要
1. 会費	975,000円	会費
2. 雑収入	1,000円	預金利子等
計	976,000円	

歳出

科 目	本年度予算額	摘要
1. 事業費	456,000円	要望書、広報紙作成等
2. 会議費	400,000円	会場借上げ代、議案書作成等
3. 負担金	54,000円	道路整備促進期成同盟会 千葉県連合協議会 会費
4. 事務費	66,000円	通信費、事務用品代、人件費等
計	976,000円	

第6号議案

要望文について

新湾岸道路の整備促進に関する要望書（案）

東京都と千葉県を結ぶ湾岸地域では、都心方面と千葉県を行き交う人・モノの流れが集中し、広範囲にわたり慢性的な交通渋滞が発生している。特に、本県の湾岸地域は、国際拠点の千葉港をはじめ、首都圏の経済活動を支える重要な拠点を有しており、今後も港湾機能の強化や物流施設の立地等の開発計画に伴う交通需要の増大が見込まれている。

こうした状況を踏まえ、広範囲にわたる慢性的な交通混雑を解消し、本県のポテンシャルを十分に發揮させ、湾岸地域の更なる活性化や防災力の強化を図るとともに、我が国の国際競争力の強化や、首都圏の生産性向上のため、国道357号の渋滞対策や（仮称）検見川・真砂スマートインターチェンジ事業を進めるとともに、新湾岸道路の計画の早期具体化が必要である。

こうした認識のもと、新湾岸道路の計画が早期具体化されるよう、次のとおり要望する。

- 外環高谷ジャンクション周辺から蘇我インターチェンジ周辺ならびに市原インターチェンジ周辺までの湾岸部において、多車線の自動車専用道路として、速やかに計画段階評価に着手し、早期に計画の具体化を図ること。
- 湾岸部の都県間についても検討を行い、計画を具体化すること。
- ルートや構造の検討にあたっては、千葉県三番瀬再生計画との整合性を図るとともに、地域の生活環境に配慮した計画とすること。
- 国道357号の渋滞対策の推進及び（仮称）検見川・真砂スマートインターチェンジ事業の促進を図ること。
- 防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策に必要な予算・財源を確保し、計画的に事業を推進するとともに、対策期間完了後も、国土強靭化に必要な予算・財源を通常予算とは別枠で確保して、継続的に取り組むこと。
- 道路整備・管理が長期安定的に進められるよう、新たな財源を創設とともに、道路関係予算全体を増額し、必要な予算を確保すること。

新灣岸道路整備促進期成同盟会 要望者一覧

役 職	職 名	氏 名
会 長	千 葉 県 知 事	熊 谷 俊 人
副 会 長	千 葉 市 長	神 谷 俊 一
副 会 長	市 原 市 長	小 出 讓 治
理 事	習 志 野 市 長	宮 本 泰 介
理 事	浦 安 市 長	内 田 悅 嗣
監 事	市 川 市 長	田 中 甲
監 事	船 橋 市 長	松 戸 徹

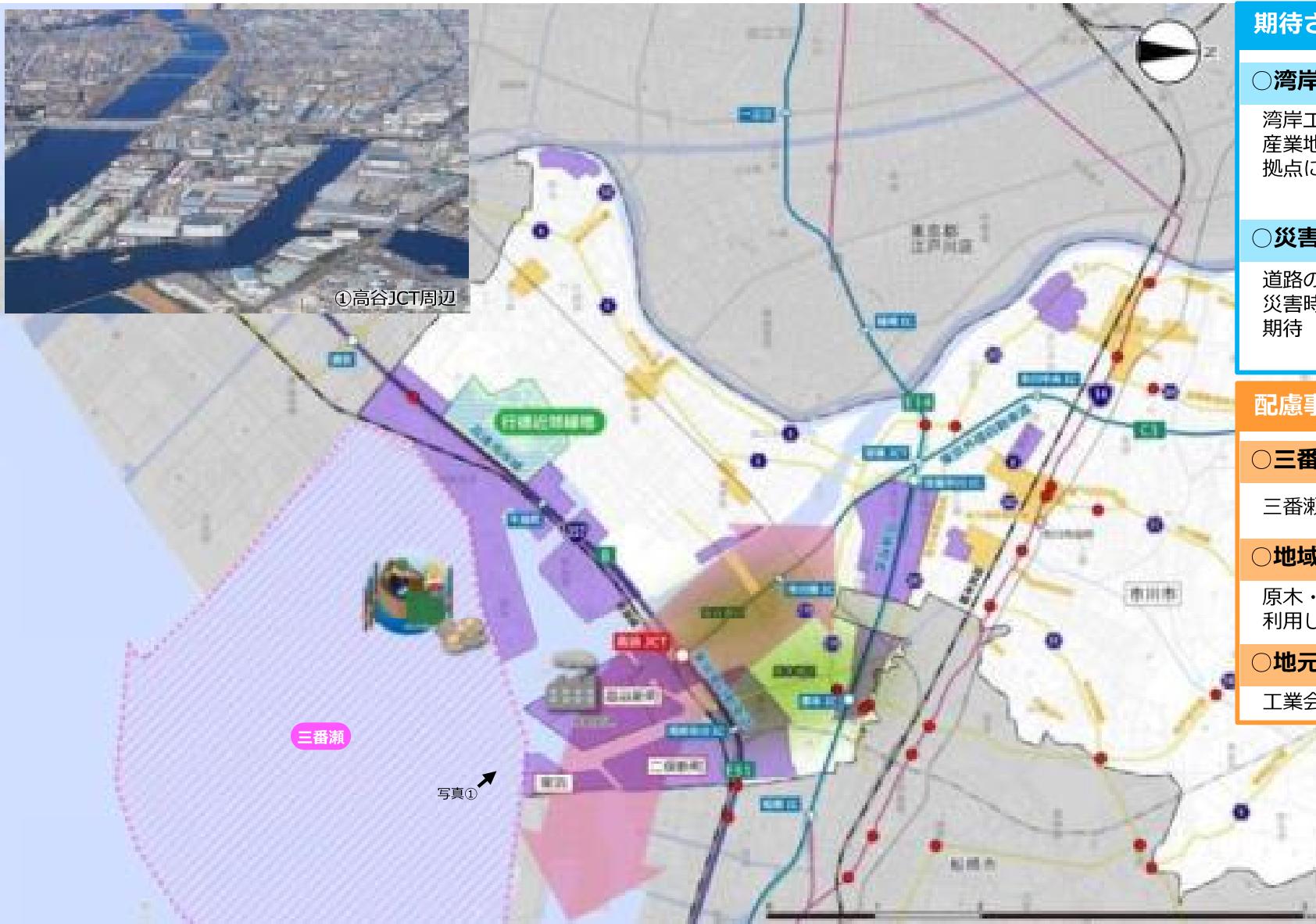
位 置 図



新湾岸道路に期待される効果・配慮事項

※本資料は、令和4年度に沿線6市、千葉県、千葉国道事務所で意見交換を行い、作成したもの

市川市



期待される効果

○湾岸エリアの利便性向上

湾岸エリア（高谷新町・二俣新町・東浜）の産業地帯からアクセスすることで、工場、物流拠点における物流効率化や生産性向上に期待

○災害時の活用

道路の高さを想定浸水高さ以上を確保することで、災害時の代替路の確保や避難場所としての活用に期待

配慮事項

○三番瀬への配慮

三番瀬の保全や生態系など広域的に配慮

○地域の利便性への配慮

原木・高谷地区のまちづくりを見据えた地域として利用しやすいようなアクセス位置に配慮

○地元への丁寧な説明

工業会や漁業組合などへの丁寧な説明に配慮

※ピンクの矢印は、起終点・ルートを図示しているものではない

道路凡例	
■	:自動車専用道路
■	:国道
■	:県道
■	:市道
■	:有効利用の可能性のある既存都市計画道路

凡例	
●	:主要渋滞箇所
○○	:インターチェンジ・ジャンクション
■	:工業地
■	:商業地

新湾岸道路に期待される効果・配慮事項

※本資料は、令和4年度に沿線6市、千葉県、千葉国道事務所で意見交換を行い、作成したもの

船橋市



道路凡例	
■	:自動車専用道路
■	:国道
■	:県道
■	:市道
■	:有効利用の可能性のある既存都市計画道路

凡例	
●	:主要渋滞箇所
○○	:インターチェンジ・ジャンクション
■	:工業地
■	:商業地

主要渋滞箇所：令和4年度第1回 千葉県移動性向上プロジェクト委員会資料
工業地・商業地：都市計画区域の整備、開発及び保全の方針付図

※ピンクの矢印は、起終点・ルートを図示しているものではない

期待される効果

○湾岸エリアの利便性向上・防災力向上

新港大橋のみからアクセスしている潮見町地区に新湾岸道路がつながることによる利便性向上や防災力向上に期待
若松交差点の渋滞緩和により、県道千葉船橋海浜線などを利用した産業の物流効率化による利便性向上に期待

○生活道路の安全性向上

国道357号等の幹線道路の交通が新湾岸道路に分散し、国道・県道の渋滞が緩和され、渋滞を避けるため市内の生活道路に流入していた交通が減少することによる生活道路の安全性向上に期待

○幹線道路の移動性向上

新湾岸道路の整備にあわせて、市内の縦軸横軸となる国道・県道が整備されることによる市内の幹線道路の渋滞緩和・交通円滑化などの移動性向上に期待

配慮事項

○三番瀬の再生・保全

東京湾奥部に残された貴重な干潟となる三番瀬について、千葉県三番瀬再生計画との整合性を図るとともに、地域の生活環境に配慮

新湾岸道路に期待される効果・配慮事項

※本資料は、令和4年度に沿線6市、千葉県、千葉国道事務所で意見交換を行い、作成したもの

習志野市



道路凡例	
■	:自動車専用道路
■	:国道
■	:県道
■	:市道
■	:有効利用の可能性のある既存都市計画道路

凡例	
●	:主要渋滞箇所
○○	:インターチェンジ・ジャンクション
■	:工業地
■	:商業地

主要渋滞箇所：令和4年度第1回 千葉県移動性向上プロジェクト委員会資料
工業地・商業地：都市計画区域の整備、開発及び保全の方針付図

期待される効果

○市内の幹線道路等における混雑の緩和

京葉道路、国道357号など既存の幹線道路から新湾岸道路に通過交通が転換し、市内の交通量が減少することによる混雑緩和に期待
このことにより、市内の交通利便性の向上や休日における新習志野駅周辺の混雑緩和に期待

○湾岸エリアの利便性向上

国道357号の交通量減少による若松交差点の渋滞緩和が期待され、県道千葉船橋海浜線などを利用した物流の効率化、商業地の利便性向上、これに伴う産業の振興に期待

○茜浜における海への眺望

ハミングロードから海への眺望に配慮



②茜浜における海への眺望

配慮事項

○谷津干潟の生態系

谷津干潟は、ラムサール条約登録地であり、干潟に飛来する鳥類や生息する生物に配慮



①谷津干潟



③茜浜における海への眺望

新湾岸道路に期待される効果・配慮事項

※本資料は、令和4年度に沿線6市、千葉県、千葉国道事務所で意見交換を行い、作成したもの

千葉市



三番瀬

道路凡例	
■	自動車専用道路
■	国道
■	県道
■	市道
■	有効利用の可能性のある既存都市計画道路

凡例	
●	主要渋滞箇所
○○	インターチェンジ・ジャンクション
■	工業地
■	商業地

主要渋滞箇所：令和4年度第1回 千葉県移動性向上プロジェクト委員会資料
工業地・商業地：都市計画区域の整備、開発及び保全の方針付図

※ピンクの矢印は、起終点・ルートを図示しているものではない

期待される効果

○湾岸地域のポテンシャル発揮

交通容量不足を原因とする渋滞が解消され、千葉港など、重要な拠点が集積する湾岸地域のポテンシャルが十分に発揮されることに期待

○企業立地の促進

市内において、広域的な交通転換が図られ、京葉道路、東関東自動車道、国道357号、さらには穴川IC周辺を含めた幹線道路の渋滞が緩和されることで、物流の効率化が図られ、企業立地の促進に期待

○地域の利便性と安全性の向上

幹線道路の渋滞緩和により、生活道路に流入していた通過交通が減少し、地域の利便性と安全性が向上することに期待

○特色ある湾岸部のさらなる発展

県内外へのアクセスが向上することにより、本市湾岸部の特色である「商業地」「工業地」「住宅地」「観光地」の機能がさらに活かされ、本市の持続的な発展に寄与することに期待

○防災機能の強化

総合防災拠点（千葉市役所）をはじめ、各防災拠点から高速道路のアクセス経路において、リダンデンシーが強化され、迅速かつ安定的な災害対応が可能となるなど防災機能の強化に期待

配慮事項

○地域の利便性への配慮

千葉市中心部や千葉港からのアクセス性に配慮

○地域資源である「海辺」への配慮

幕張の浜、検見川の浜、いなげの浜からの眺望など本市の都市アイデンティティを形成する地域資源のひとつである「海辺」に配慮

○景観も含めた生活環境への配慮

稲毛・幕張海浜エリアの住宅地の生活環境に配慮また、市景観条例に基づき定められた市景観計画に位置付けられている「海への見通しの確保」や「海への眺望」に配慮

新湾岸道路に期待される効果・配慮事項

※本資料は、令和4年度に沿線6市、千葉県、千葉国道事務所で意見交換を行い、作成したもの

市原市



主要渋滞箇所：令和4年度第1回 千葉県移動性向上プロジェクト委員会資料
工業地・商業地：都市計画区域の整備、開発及び保全の方針付図

期待される効果

○京葉臨海コンビナートの国際競争力向上

京葉臨海コンビナートの交通が国道16号から新湾岸道路へ転換することで、物流効率化による臨海部の産業の活性化、生産性の向上など国際競争力向上に期待

○まちづくりとの連携

物流基地の立地する海保地区やJR3駅（五井、八幡宿、姉ヶ崎）周辺の拠点形成の取組などのまちづくりと連携した企業誘致や定住人口の維持・増加に期待

○房総地域の活性化

外環道高谷JCTとの距離が短縮し、都心・埼玉県以北へのアクセス向上、圏央道による成田空港・茨城県方面へのアクセス向上により、内房エリアから外房エリアにわたる交通利便性の向上による広域的な地域の活性化に期待

○防災機能の強化

国道16号の代替路となる千葉市から木更津市にわたり整備が進められている平成通りに加え、自動車専用道路が新たに整備されることによる防災機能の強化に期待

○観光振興

都心・埼玉県以北方面からのアクセス向上により、本市の観光資源である「養老渓谷」「チバニアン」や、日本一の数を誇る「ゴルフ場」等への観光入込客数（交流人口）増加に期待

配慮事項

○地域の利便性への配慮

インターチェンジの設置を含め、国道16号や京葉コンビナートへのアクセス性に配慮

○既存自動車専用道路との接続への配慮

市原市を縦断している東関東自動車道（館山線）との接続に配慮

○河川管理上の影響への配慮

市原市の中央を流れる二級河川養老川の河川環境を含め河川管理上の影響に配慮